



発行所 岡垣町 庄
 責任者 岡垣町長 守
 発行者 岡垣町長 守



有線放送

設置事業

昭和41年に於て、現有の各区単
 位毎の有線放送施設を設置、以来、
 年々施設が古くなり維持保修と住
 宅の増加による増設等の問題があ
 り、有線放送の機能が十分發揮出
 来なくなつた為、昭和48年頃より
 放送施設を充実してほしいと、各
 区及び区長会からの陳情により、
 町としては単独で施設が出来ない
 ので、防衛施設局に再三陳情を重
 ねた結果、昭和51年度に一部の工
 事が認められ着手しました。継続
 事業として52年度完成の運びとな
 りました。町内全域に亘り建柱、
 配線スピーカー取付け等迷惑をか
 けますが、完成について皆さんの
 理解と協力をお願いします。昭和
 53年4月より放送を開始し、町行
 政の広報、伝達事項は有線放送に
 なります。システムの概要は次の
 とおりです。

◎役場に親局、各区長宅を子局、
 を置き、役場から各区長宅を経由
 して各家庭に一斉放送が出来る。
 山田小学校運動会

「フォークダンス」

(西高場区)

田中睦生氏 提供

◎子局(各区長宅)からその区内
 に一斉放送が出来る。

◎スピーカーは壁掛箱形宅内スピ
 ーカーで小形。

◎聞き洩らした放送は自動放送を

年金たより

◎福祉年金の支払いが次のよう
 に変わったので、お知らせします。

①次回支払い予定の昭和五十三年
 一月支払い分を、一ヶ月繰上げて

昭和五十三年十二月支払い
 (なお十二月支払いは十一月に
 支払いを受けることが出来ます。)

②昭和五十三年五月支払いを
 昭和五十三年四月に支払う。

③そして、昭和五十三年九月支払
 いを、——八月に支払うという
 ふうにならざる一ヶ月づつ繰上げ
 になり、盆、暮と年度末支払に交
 りました。

又、年金額も引上げられ、それ
 にあわせて所得制限も緩和されま
 した。福祉年金のことでわかりに
 くいことがありましたら、役場住
 民課の年金係にお問い合せくださ

電話で聞くことが出来る。

◎工事費 スピーカー取付け費、
 電気料の個人負担はありません。

◎工事完成後は区長宅に設置され
 た子局、各家庭に設置されたスピ
 ーカー等は区の管理になります。

◎放送時間帯は十分区長会等で検
 討して適当な時間一日数回放送し
 ます。

総務課

◎提出年金の法改正が行なわれま
 した。

①国民年金の給付額が物価上昇率
 にあわせて、スライド制を導入し、
 九・四パーセント引き上げられま
 した。

②今月は第二基準月です。国民年
 金を納付する月ですが、納付する
 ことが、経済的にむづかしい人の
 ために免除基準が改正されました。

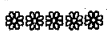
これは今年の四月から国民年金の
 保険料が二、二〇〇円に引き上げ
 られたため、これによって未納者
 が増えないようにとの対策と、生
 活水準の向上、所得の伸びなどを
 考慮して、保険料の申請免除基準
 の改正が行われました。この改正
 により、実際に保険料を納付する
 ことが困難な人は、役場に所得の

申告をされている所得と免除基準に照らし合わせて申請免除の手続きをすることが出来ます。その免除期間は保険料の納付をしなくても未納の取扱いはなりませんし、その免除された月は、十年以内であればいつでも追納(納付)することが出来るのです。これは保険料の納付が経済的に不可能な人のための時効の中断の役目もするわけです。もし、納めることが出来ないからと、ほおっておくと年金をもらう時になって、人より少なかったり、あとで納めようと思っても時効で納めることが出来ないことになり、経済的な理由で納めることが出来ないようなことがおこったり、又納めることがむずかしい場合は、すぐ役場、又は年金委員に問い合わせ下さい。今月の国民年金第二基準月をきかに今年度分の未納保険料がある方はなるべく早く役場に相談に来てください。

③障害年金の廃疾認定日の取扱いが変更されました。

まず廃疾認定日が初診日から、三年を経過した時か、病床が固定した時であったのが昭和五十一年十月以降は初診日より認定することになりました。そのため国民年金の加入者は、障害に該当する事由がおこった時、その初診日の納付状況によって、年金額を決定するようになりました。又、年金額もスライド制を導入し

「一級障害」五四一、五〇〇円
「二級障害」四三三、二〇〇円
にそれぞれ引上げられました。
◎今年満二十才になられる方で、他の公的年金制度の適用を受けてない方がおられましたら、国民年金に加入いたしましたし、加入の届出が遅れると、年金をもらう時になって、生年月日が同じでも、もらう金額が少ないということがおこります。



国保税とは



「保険税の納入は被保険者の義務です。かならず納期を守って納めましょう。」

☆納税の義務

国民健康保険という事業は、わたしたちの納める保険税と国や県と町から出される補助金とによってまかなわれ、運営されています。わたしたちの国保が健全に発展し、わが国の医療保険を通しての社会保障制度が維持されていくには、保険税納入はわたしたちに課せられた義務だといえます。保険税は、健康保険の相互扶助というたてまえから公平に負担するため、世帯の生活能力や、その世帯に属する家族(被保険者)の数に応じて賦課されます。

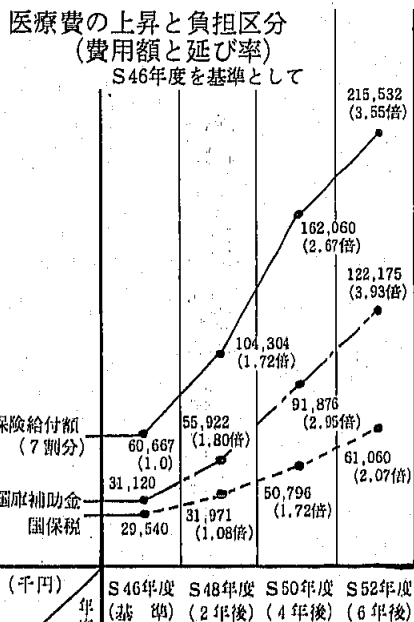
☆納税義務者は世帯主
保険税を納めなければならない

参考までに、今度改正された年金支給額(四十年間納付された人で)は一ヶ月五十六、八九一元(年間六十八万二千七百円)になり、老後の所得を保障し、健康で、文化的な生活を営むことが、出来るようになってきています。

資格を取得することになります。保険税は、この資格取得のあった日の属する月から納めなければなりません。ですから、届け出がなくなるまで保険税はさかのぼって納付することになり、それにもかかわらずその届出前の分については保険証が交付されないため保険診療が受けられないので損をすることになります。以上のようなことがありますので届出は十四日以内にしてください。

☆保険税はなぜ上るのか?
それでは保険税はなぜ上るのだ

ろうか、別図は岡垣町の過去数年間の医療費と、それぞれの負担区分を表にあらわしたのですが、これでもわかるように年々上るばかりです。そして今後ますます増加の傾向にありこれにともない保険税も必然的に値上げされることとなります。このように医療費の支払いがふえると、結局国保に加入しているみなさんの一人一人の肩にその負担がかかってくることになり、今一度むだな医療費は使っていないか十分反省してみる必要があります。



☆保険税のきめ方
保険税は当該年度中に国保事業を行うために必要な金額を見込みその才出総額から、国庫町の補助金や前年度繰越金等を差引きして、足りない分を保険税として被保険

者から徴収することになります。このように国保税は国保の事業を運営するための税金ですので、目的税と呼び百パーセント完納を建て前としております。岡垣町におきましては、自主納付制度、役

場が集金をしないで各自が自主的に納期限内に納付する制度」を行っておりますが、被保険者の協力をえまして年々納税成績が向上の一途をたどっていることを感謝致しております。又今後も国保の健全なる運営を行っていくためにもなお一層の御協力を切にお願い致します。

☆岡垣町の国保税について

保険税は、前年の所得や固定資産税、被保険者の数によって計算をします。岡垣町はその税金が確定するのは七月一日ですが、実際は四月一日を基準に（賦課期日といえます）。当該一年分を算定します。年税額が今年最高十七万円までとなっております。なお本年度の岡垣町国民健康保険税の税率は次のようになっております。

①所得割額は前年と同じ税率で昨年の所得額から二十万円の基礎控除をした残りに「百分の三・七」を乗じた額。

②資産割額も昨年と同様土地及家屋の今年度課税された固定資産税額の「百分の二十」を乗じた額。

③被保険者均等割額は国保の加入者一人当り「四千五百円」を乗じた額となり昨年より一人当り五百円増加しております。

④世帯平等割額は「五千五百円」となり昨年より五百円増加しております。

以上の①②③④を合算した額が昭和五十二年度の保険税（最高十

七万円まで）で年税額となっております。又今年から国保加入世帯の一人でも異動（資格取得及び喪失等）があれば保険税を月割で計算しなおすことになりました。

納期は次の通りとなっております。第一期が五月でこれは暫定賦課で第二期分にて精算することとなっております。第二期は七月でこれを確定賦課と呼んでいます。第三期は七月、第四期は十一月、第五期は翌年一月となっております。

何とか出費の多いときは存じますが保険税の納入につきまして格段の御協力をお願い致します。☆どうしても納めることができない場合

災害やその他の出来ごとで保険税をどうしても納めることができないという事態が発生した場合に、その程度に応じて保険税が軽減されることもあります。又一回に多額の国保税を納めることができない場合は分納申請をすることによって五回以上の納期に分けて納めることもできます。国保は目的税ですので年度内「完納」を建前としております。くわしいことは税務課徴収係が、住民課国保係までに御相談ください。

☆保険税を納めないとい……納期限内に保険税を納めないとい延滞金が増算されます。また、督促を受ける督促手数料を徴収されるだけでなく、督促状を受け取った日から起算して十日以内に完

納しないと、地方税法の定めにより、強制的な処分を受けることとなります。

また国保税の督促状は第四期分から事務の簡素化をはかり、指定金融機関名を印刷しております関係から税目、税額等を表に記入することにいたしましたので、裏面もかならず読んでください。

☆所得用語について

法律の一部が改正された。国保の加入者については、所得税及び町県民税がからなくても所得の申告をすることが法律で義務づけられましたので、昨年一年間の所得を申告しなければならなくなりました。

国保の公平かつ平等を保つためにぜひ申告をしてください。次回は二回に分けて保険給付について、説明していきたいと思っております。



援護法一部改正さる

一、戦没者の妻に対する特別給付金

※(支給範囲拡大)

再婚解消妻の期限の延長(昭和21年2月1日、28年7月31日)により、昭和51年7月1日において遺族年金、遺族給与金の受給権を取得した者。

適用年月日昭和52年10月1日、昭和55年9月30日まで

※(戦傷分) 継続

戦傷妻特給(3号) 受給権を取得し、昭和48年4月1日前に戦傷病者が死亡したことにより、昭和52年7月14日において公務扶助料、遺族年金等受給中の者、(平病死に係る、三号扶助料、遺族年金等受給者を除く)。

二、戦没者の父母に対する特別給付金

※(支給範囲拡大)

再婚解消に係る改氏婚解消期限の延長(昭和21年2月1日、28年7月31日)により、昭和51年7月1日において遺族年金、遺族給与金の受給権を取得した者(ただし戦没者死亡当時から昭和52年9月30日まで氏を同じくする子、孫がないこと)。

適用年月日昭和52年10月1日、昭和55年9月30日まで

※継続

戦没父母特給(番号)の受給権を取得し、昭和52年10月1日遺族年金、遺族給与金を受給中で、かつ同日までに同氏の子、孫がない者。

適用年月日昭和52年10月1日、昭和55年9月30日まで

三、戦傷病者の妻に対する特別給付金

※(継続)

戦傷妻特給(3号)の受給権を取得し、昭和52年7月14日において増加恩給等受給中の戦傷病者等の妻。

適用年月日昭和52年7月14日、昭和55年7月13日まで

四、特別弔慰金

※満州事変対象者(支給範囲拡大)

満州事変間(昭和6年9月18日、12年7月6日)の戦没軍人の遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けていない遺族適用年月日昭和52年10月1日、昭和55年9月30日まで

※三親等内親族
公務扶助料、遺族年金等の受給権者が、すべて失権し、昭和50年4月1日において、特別弔慰金を受けることのできる遺族がない

い場合の戦没者と死亡当時生計関係が1年以上あった三親等内の親族(伯叔・父母・甥・姪・曾孫等)適用年月日昭和52年10月1日、昭和55年9月30日まで

民生課

役場事務室移転

事務機構の拡大に伴い役場庁舎もバンク状態になったので、一階を事務室に改装し、十月一日から次の課は一階で事務をとる。

産業課、土木課(従来二階にいた)、水道課(従来三階にいた)教育委員会(従来は中央公民館にいた)

水道をむだなく

使って、よい社会

大切な水です

むだなく使いましょう

限りある水資源

節水し大切に使いましょう

水道課

重度障害者の福祉手当

福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする人(概ね身障手帳の一、二級に該当する人)で、在宅の障害者に対する福祉の一環として手当を支給しています。

制度の概要
一、手当額 月額五千五百円
一、支給要件 日本国民で、廃疾

を支給事由とする給付で政令で定めるもの(障害年金等)を受けられない人。その他所得等で制限があります。
手当の支給要件に該当する人は、その支給資格について県の認定を受けなければなりません。詳しくは民生課でお尋ね下さい。

香典返しとして寄付

社会福祉協議会へ

- 一、吉木区故麻生用一殿 97才 昭和52年8月3日死亡 麻生虎夫殿より
- 一、新海老津区故原田清殿 68才 昭和52年8月9日死亡 原田如月殿より
- 一、上畑区故瀬戸良泉殿 67才 昭和51年10月27日死亡 瀬戸達雄殿より
- 一、高塚区故吉田貞子殿 75才 昭和52年8月23日死亡 吉田典生殿より
- 一、糠塚区故永野スエ殿 81才 昭和52年8月27日死亡 永野平八郎殿より
- 一、糠塚区故旗生百合代殿 57才

- 昭和52年8月30日死亡 旗生良昭殿より
- 一、戸切区故安高チカ殿 60才 昭和52年8月30日死亡 安高政次殿より
- 一、高倉区故大村アヤコ殿 75才 昭和52年8月23日死亡 大村伝一殿より
- 一、山田区故石田文雄殿 56才 昭和52年8月29日死亡 石田積殿殿より
- 一、吉木区故森川タキ子殿 67才 昭和52年7月1日死亡 森川日出子殿より
- 一、三吉区故藤岡イワヲ殿 82才 昭和52年7月3日死亡

老人クラブ寿会へ

- 一、藤岡常雄殿より
- 一、高倉区故石田定殿 66才 昭和52年7月4日死亡 石田定幸殿より
- 一、波津区故刀根マサ殿 77才 昭和52年7月10日死亡 刀根敏男殿より
- 一、内浦区故大木モリエ殿 78才 昭和52年7月15日死亡 大木慎介殿より
- 一、吉木区故川原新平殿 80才 昭和52年7月21日死亡 川原敏水殿より
- 一、上海老津区故村上伸男殿 81才 昭和52年7月21日死亡 村上幸男殿より
- 一、内浦区故亀石タケ殿 81才 昭和52年7月28日死亡 亀石正明殿より
- 一、原区故福田シト殿 92才 昭和52年7月24日死亡 福田正章殿より
- 一、元松原区故宮川市太郎殿 83才 昭和52年7月27日死亡 宮川隆司殿より
- 一、吉木区故麻生用一殿 97才 昭和52年8月3日死亡 麻生虎夫殿より
- 一、新海老津区故原田清殿 68才 昭和52年8月9日死亡 原田如月殿より
- 一、上畑区故瀬戸良泉殿 67才 昭和51年10月27日死亡 瀬戸達雄殿より
- 一、糠塚区故永野スエ殿 81才 昭和52年8月27日死亡 永野平八郎殿より
- 一、戸切区故安高チカ殿 60才 昭和52年8月30日死亡 安高政次殿より
- 一、高倉区故大村アヤコ殿 75才 昭和52年8月23日死亡 大村伝一殿より

「ごみ」についてお願い

ごみの不法投棄等について、住民の皆様にお願いたします。去る八月のお盆に、仏様のお供え物を燈籠流し(精霊流し)として河川に流しておられる方が多数おられました。これは、昔のお盆の行事の一つであったかもしれませんが、現在は環境衛生の上から各々とも河川汚染を理由で中止されているようです。岡垣町におきましても、今後は、廃棄物処理に関する法律に基づき、町民の皆様には充分な理解をしていただき、ゴミの不法投棄等は絶対しないようご協力をお願いします。今度のこの不法投棄については、

町費によって処理いたしました。

また、今後一時的に多量のゴミが出た場合は、役場住民課衛生係から搬入証明書をもらって、芦屋町のゴミ処理場に持って行って処理して下さい。この処理場は遠賀郡四ヶ町の環境衛生施設組合ですのを利用して下さい。処理場の受付時間は、平日八時三十分から十六時まで、土曜日は十二時までです。日曜は休み、年末年始、盆の休みについては、その都度回覧等で連絡いたします。

※ゴミ収集の依頼をされていないために、大型ゴミの収集日に、もえるゴミ、もえないゴミ等も混合して出されておりますが、もえるゴミ、もえないゴミを自分で処理できない方は、ゴミ収集の依頼(申込み)をして下さい。

城山登山

期日 十月三日九時海老津バス

停集合、雨天の時は十月三十日、バスで赤鳥居まで行き、唐人墓、上畑焼等を見十一時頂上、十六時高倉で解散。

持参品、弁当、水筒・パス貸、文化財探訪と体力づくりのため多数参加ください。

教育委員会

第2回

愛の献血結果

去る8月26日に行なわれました「愛の献血」は、皆様の御協力によりまして次のとおり結果となりました。お礼申し上げます。

当日、献血に来られた方は、二百名を超え、採血者も一五九名と献血の重要性を認識された多数の方の協力を得ました。

特に、緊急(特殊)血液90本は、ほぼ百パーセント確保できました。採血された血液は、その日年金病院等で使用されております。

次回(11月25日)にも、是非参加いただきますようお願いいたします。

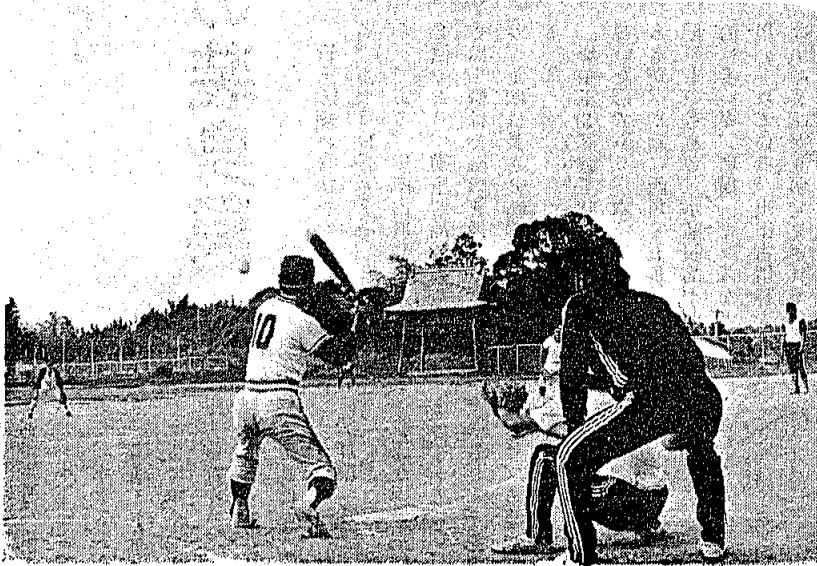
また、当日参加されても、体の不調で採血できなかった方もありますが、体調(血液の薄い方など)はその日によって異なりますので、次回にも是非参加されますようお願いいたします。

岡垣町献血推進協議会

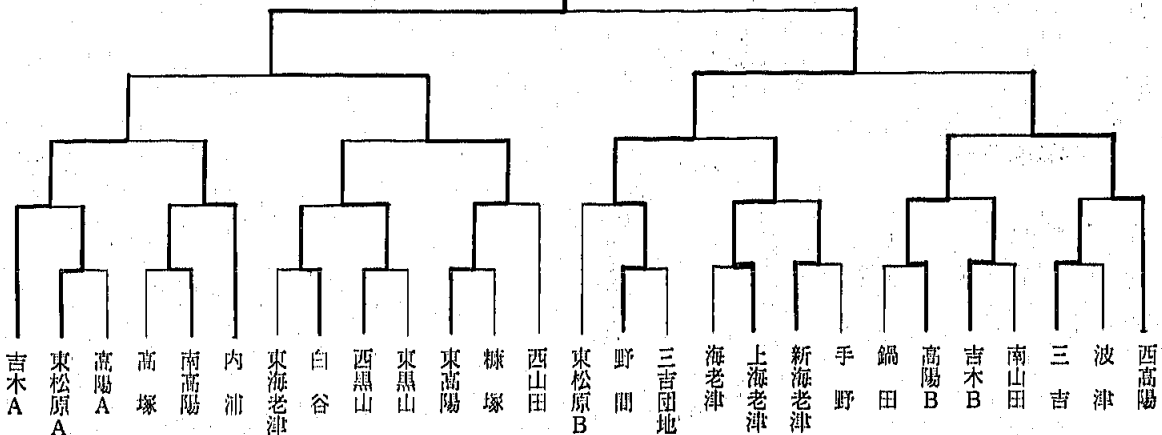
壮年ソフトボール大会

東高陽優勝すな

昭和五十二年度第二回壮年ソフトボール大会が、九月四日、十一日に行なわれ、東高陽が優勝。



東高陽



「うちの子に」
「かぎって」

シンナー
ニ ス 遊び

肝臓、腎臓などの内臓障害や、無気力、幻覚などの精神障害等で廃人同様になり、ついには死亡にもつながるシンナー遊び。恐ろしいのは乱用が原因で、殺人窃盗、暴行などの非行に直結しています。

九月十三日の岡垣町青少年問題協議会の席でも、沢山の事例が報告されています。小学生、中学生高校生や無職、有職の少年をおもちの家庭は、もう一度たしかめてください。
無関心、放任では大変なことが起っているかもしれませんよ。
シンナー、ポンド遊びに限らず、万引、喫煙、夜遊び、性非行、怠学、車による暴走等十分親で注意してください。
青少年の非行をみつけたら、自分の子どもでなくとも、警察なり教育委員会に連絡してください。地域全部で青少年を健全に育ててください。次代はその青少年が日本をになうのですから。

教育委員会



東田古墳の装身具

東田古墳群の発掘調査で、多数の土器とともに玉類などの装身具も発見されています。発掘を担当された県文化課の川述昭人先生に解説してもらっています。

①玉

玉の材料となつたものは、真珠・水晶・瑪瑙・琥珀・硬玉(翡翠)・碧玉・滑石などの天然の材料のほか、金・銀・ガラスなどの人工の材料や、木の実・骨・角・牙などの加工しやすい天然の材料で作られる事もあります。東田古墳群からは、このうち、水晶・瑪瑙・琥珀・碧玉・滑石・ガラス・銀を材料とした玉類が発見されています。

つぎにその形から見ますと、勾玉・管玉・切子玉・霽玉・白玉・丸玉・小玉などが主であります。用途は主として首飾りとして用いられており、耳・腕などにもわずかに用いられています。
勾玉(1)は彎曲した体の一端に近く孔をうがつた玉であり、便宜上孔のある部分を頭、他の端を尾という。

管玉(2)細い管状をなすものである。ふつうは長さ3cm、径8mmぐらゐである。東田古墳群出土品は2個であり、碧玉製品である。長さは1個は2.6cmの普通サイズであり、1個は長さ8mmの小形品である。

切子玉(3)算盤玉状のものに稜がついた形であり、六角形が普通であるが、まれに四角・五角・八角形のものもある、水晶製品が圧倒的に多いが、瑪瑙・ガラスなども用いられている。東田古墳群からは水晶製品が6個発見されている。霽玉 扁球形の玉で、ナツメの実に形が似ている所からつけられた。中央が丸味をおびて太く、両端は細まり、縦に紐通しの穴があいている。1cm内外の大きさであり、主として琥珀を用いたが、硬玉・滑石・ガラスも用いられた。
白玉(4)丸玉の扁平で白状をしたものであり、上下両面はたいらに作られている。滑石製品が多い。
丸玉(5)ほぼ球形を呈し、中央に紐通しの穴をあけた玉。飾玉としてはもつとも普通の形のものである。大きさは直径1cm〜1.5cmが

普通であり、直径3mm程度の小さいのを小玉とよぶ。材質は豊富であり、ガラス製が最も多いが、碧玉・瑪瑙・水晶・土のほか金・銀で中空につくつたものもある。東田古墳群からは、ガラス・土・銀製品が発見されている。頸や腕などを飾るほか、広い用途があつた。

②耳環 (6)

断面が円形状の金属棒をまるくまげて一方に切目のある環とした金属製耳飾。銅環に金箔や銀箔をかぶせ、あるいは渡金したもので金環・銀環という。

③腕輪 (銅釧) (7)

青銅製の腕輪で弥生時代からみられる。古墳時代の後期には正円形のもの一般的であり、これには断面が円または方形で素文のものと同円形で縁に刻線を入れたものがある。東田8号墳からは後者の形をした銅釧が1個発見されている。

教育委員会

